

ご存知ですか？使って得する助成金《原則として返済不要》

若年者等正規雇用化特別奨励金 年長フリーターなどの採用に対する助成金です！

この助成金は、ハローワークなどの紹介により年長フリーター（39歳まで）や内定を取り消された学生を雇用した場合に支給されるものです。

受給金額：最大 100 万円（大企業は 50 万円）
（雇用開始日から 6 カ月以上経過後、3 期にわたって支給）

【受給イメージ】

トライアル雇用奨励金
（最大 12 万円）と併用
すると効果的です

【1 回目申請：正規雇用開始後 6 カ月後、1 か月以内に申請】

500,000 円（大企業は半額）

【2 回目申請：正規雇用開始後 1 年 6 カ月後、1 か月以内に申請】

250,000 円（大企業は半額）

【3 回目申請：正規雇用開始後 2 年 6 カ月後、1 か月以内に申請】

250,000 円（大企業は半額）

【受給要件など】

- ①雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ②雇入れ対象者を 6 か月以上継続的に正規雇用（契約期間なし、週所定労働時間 30 時間以上）すること。
- ③ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと
- ④支給申請には他にも要件がございます。詳しくは「雇用の安定のために」の冊子などをご確認ください。

【対象となる雇用】

- ①直接雇成型…ハローワークに対象となる求人を掲載し、ハローワークの紹介により雇用
- ②有期実習型訓練終了者雇成型…ジョブカードを利用した有期実習型訓練の修了者を雇用
- ③内定取り消し雇成型…ハローワークで対象求人を掲載し、ハローワーク経由で内定を取消しされた者を雇用
- ④トライアル雇用活用型…ハローワークでトライアル雇用として採用した者を正規雇用

【当事務所は初めて当事務所をご利用のお客様のために無料出張相談会を実施しております。（大阪府及び周辺地域対象）】

【無料出張相談会】 下記の項目をご記入の上、お申し込みください。

貴社名	ご相談希望日時（第 1 希望～第 3 希望）
お名前	① 月 日 午前・午後 時
ご役職	② 月 日 午前・午後 時
TEL	③ 月 日 午前・午後 時
Mail	

【備考】

オーダーメイド労務管理事務所

〒584-0007 大阪府富田林市南旭ヶ丘町 12-35

TEL:0721-21-3115 FAX:0721-21-3116

管理番号：001-002-201104-1